

○原子力規制委員会告示第七号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第二十一条第二項の規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年十一月科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月十五日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名	目	後	名	目	届
別記様式第 13 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計承認申請書	別記様式第 13 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計承認申請書
(略)			(略)		
備考 1	規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、ロに掲げる事項については、申請に係る輸送容器が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省令第 77 号) 第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) 第 43 条の 3 の 31 第 1 項の指定を受けたものであるときは、当該輸送容器に係る同規則第 112 条第 1 項の型式指定の番号を記載すれば足りる。		備考 1	規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、申請に係る輸送容器が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。) 第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであり、かつ、当該輸送容器に係る実用炉規則第 110 条第 1 号の型式設計特定機器指定通知書の写し (同条第 2 号の型式設計特定機器変更承認通知書の交付を受けている場合は、その写しを含む。) を添付する場合には、ロに掲げる事項の記載は、省略することができる。	
イ～ニ (略)			イ～ニ (略)		
2 (略)			2 (略)		
別記様式第 14 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計変更承認申請書	別記様式第 14 (第 41 条関係)		核燃料輸送物設計変更承認申請書
(略)			(略)		

<p>備考 1 規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、ロに掲げる事項については、申請に係る輸送容器が<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 31 第 1 項の指定を受けたものであるときは、当該輸送容器に係る同規則第 112 条第 1 項の型式指定の番号を記載すれば足りる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>備考 1 規則第 21 条第 1 項第 2 号の書類は次のイからニまでに掲げる事項について記載すること。ただし、申請に係る輸送容器が<u>実用炉規則</u>第 100 条第 2 号で定める特定兼用キヤスクであり、かつ、当該輸送容器に係る<u>実用炉規則</u>第 110 条第 1 号の型式設計特定機器指定通知書の写し（同条第 2 号の型式設計特定機器変更承認通知書の交付を受けている場合は、その写しを含む。）を添付する場合には、ロに掲げる事項の記載は、省略することができる。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和六年原子力規制委員会規則第五号）の施行の日から施行する。